又は破線で囲んだ部分のように改める。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し

(運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の	[2~7 略] [二十六~二十九 略]	(運用報告書の表示事項等)	改 正 後
(運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の	[2~7 同上] [二十六~二十九 同上]	(運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等) (運用報告書の表示事項等)	改正前

表示事項等)

は、次に掲げる事項とする。 第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるもの

[一~二十 略]

定事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合

[二十二~二十五 略]

2~5 略

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算書について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託は係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託は係る計算期間

表示事項等)

は、次に掲げる事項とする。第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるも

[一~二十 同上]

共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合

[二十二~二十五 同上]

[2~5 同上]

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算書について、第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の注記表について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産をについて、第五十八条から第五十九条(同条第一項第二号を除く。)の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託に係る計算期間第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用

貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合にお は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 いて、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句 た書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外 報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載し

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		読み替える規定	読み替えられる字句
[略]			.1	[同上]	
第五十八条第一項第	規定する不動産特定	規定する不動産特定		第五十八条第一項第-	不動産特定共同事業
二十五号	共同事業者をいう	共同事業者をいい、		二十五号	者をいう
		同法第六十七条第二			
		項の規定により不動			
		産特定共同事業者と			
		みなされる信託会社			
		(不動産特定共同事			
		業法施行令(平成六			
		年政令第四百十三号			
		)第十七条第二項の			
		規定により不動産特			
		定共同事業者とみな			
		される信託業務を兼			

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合にお 報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載し た書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外 次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句

える字句		読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	.'	[同十]		
る不動産特定		第五十八条第一項第-	不動産特定共同事業	不動産特定共同事業
業者をいい、		二十五号	者をいう	者をいい、同法第四
六十七条第二				十六条第二項の規定
定により不動				により不動産特定共
共同事業者と				同事業者とみなされ
れる信託会社				る信託会社(不動産
産特定共同事				特定共同事業法施行
行令(平成六				令(平成六年政令第
第四百十三号				四百十三号)第九条
七条第二項の				第二項の規定により
より不動産特				不動産特定共同事業
事業者とみな				者とみなされる信託
信託業務を兼				業務を兼営する金融

大会和	備考		1										
営する金融機関及び   高法第六十七条第一	表中の「	[略]											
	記載は注記である。	1		<u></u>			同条第七項						<u> </u>
同上							同法第二条第七項		含む	託会社を含む。)	項の政令で定める	同法第六十七条第	営する金融機関及
										を 	信 		び 
		同上											
機関及び銀行法院一部を改正する法門則第十二条の担によりなお従前のによるものとされば、大同事業を営んで定める信託会社で定める信託会社で定める信託会社で定める信託会社の政力を対している。)を含む。		1 1 1											
		             	含む。)	十六条第	特定共同	る銀行並び	共同事業を	引き続き不	によるもの	によりなお	附則第十二	一部を改正	機関及び組